

令和 3 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

表記について、令和 2 年 9 月末現在の被保険者標準報酬月額を基に、以下のとおり決定しましたので公告致します。

任意継続被保険者

令和 3 年度標準報酬月額 410,000 円
(令和元年度 410,000 円)

※ 一般の被保険者であった時の標準報酬月額と、上記 410,000 円とのいずれか低い方に決定する。

令和 3 年 1 月 5 日

キリンビール健康保険組合
理事長 濱 利 仁



以 上